

定住促進宅地分譲 のご案内(2次募集)

町への移住・定住を促進し地域を活性化していくため、次の条件により町有地を分譲します。

※分譲価格を変更しました。

区画 No.	所在地	面積(㎡)	分譲価格(円)
No. 1	平泉字坂下53番18	367.83	2,834,000
No. 2	平泉字坂下53番17	347.21	2,809,000
No. 3	①	—	—

■物件概要

- ①施設までの距離…平泉小、平泉中まで約2.4km。
- ②都市計画区域…第1種住居地域
- ③景観計画区域…景観地区(歴史景観地区)
- ④建ぺい率・容積率…60%・200%
- ⑤設備…上水道有り、下水道区域外

■申込受付期間

1月4日(木)～1月31日(水)

受付時間 8:30～17:15

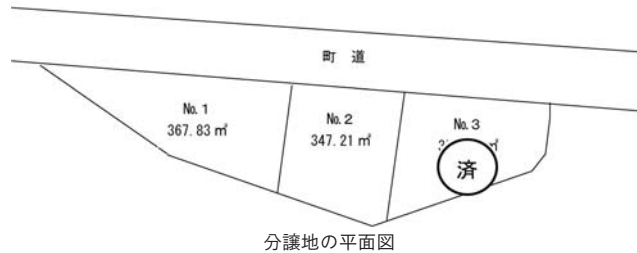
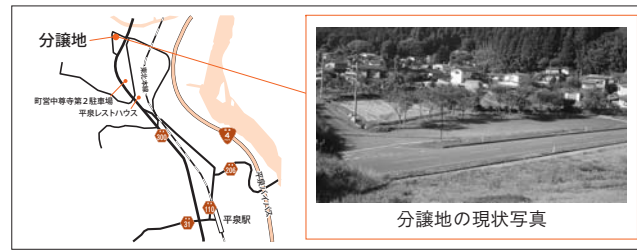
※土曜日と日曜日、祝日は受け付けできません。

■申し込みの資格

- ①住宅を建築するための宅地を必要としていること。
- ②申込者またはその配偶者が満20歳以上45歳未満であること。ただし、45歳以上の場合でも分譲の申し込み日現在で小学生以下の子どもがいる人も対象となります。
- ③申込者に同居しようとする人がいること。
- ④申込者と同居しようとする人が地方税などを滞納していないこと。
- ⑤指定する日に分譲価格の支払いが確実にできること。
- ⑥申込者と同居しようとする人が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴力団、反社会的行動を行う団体の構成員、暴力的不法行為を行う人、公序良俗に反する行為を行う人でないこと。

■分譲の条件

- ①宅地を住宅用地以外の目的に使用できません。
- ②宅地の引渡しを受けた日から2年以内に住宅建築に着手し、3年以内に完成させること。
- ③宅地の売買契約上の地位を第三者に譲渡することはできません。
- ④住宅完成後、速やかに居住し、平泉町に住民登録を



すること。

- ⑤宅地の引渡しを受けた日から10年間は、宅地を第三者に貸与、譲渡することはできません(特別な事情がある場合を除く)。
- ⑥宅地の買戻し特約を町長と締結し、当該特約の登記をすること。
- ⑦自治会などへ加入し、それらの活動に積極的に参加すること。

■提出書類

分譲の申し込みを希望する人は、次の書類を提出してください。必要に応じて、このほかに提出を求める書類がある場合もあります。

- ①平泉町定住促進宅地分譲申込書
 - ②住宅に居住しようとする全ての人の住民票
 - ③申込者と同居しようとする人の地方税などに係る納税証明書または非課税証明書
 - ④確約書
- ※①、④はまちづくり推進課で配布および町ホームページにも掲載しています。

■注意事項

- ①分譲申し込みは、1世帯につき1区画とします。
- ②敷地内に桜の植栽がありますが、現状のままで分譲しますので、現地を確認し了解のうえ申し込みください。
- ③町道から敷地内への取付口は町で整備します。
- ④申込者が、申し込みの資格を有する人かどうか審査を行い、当選者を決定します。
- ⑤同一区画に対して申込者が複数いる場合は、後日抽選により当選者を決定するため、該当する申込者へは別途通知します。

■申し込み・問い合わせ先

まちづくり推進課 ☎46-5578

放射線量などの測定状況

問い合わせ先

- ▷放射線全般…放射線対策室 ☎46-2125
- ▷給食食材測定…教育委員会 ☎46-5576

<12月の定点地点放射線量測定結果>

毎月測定している公民館・小学校などの定点地点(町内33カ所)の空間放射線量測定結果については、全測定地点において、国の除染基準である0.23マイクロシーベルト/時を超える地点はありませんでした。

<学校給食食材の測定結果>

学校や保育所で使用・提供される給食食材や給食の放射性セシウムを測定した結果、全ての食材、学校給食で不検出の結果となりましたので、安全が確認されています。

▷食材測定品目(産地)

サトイモ(長島)・ジャガイモ(平泉)・タマネギ(平泉)・ハクサイ(平泉)

▷測定日は11月15日～12月13日



平泉を掘る

昨年9月から11月まで行われた中尊寺の内容確認調査で、大池跡に関連する建物跡の一部とみられる遺構が見つかりました。ここは金色堂の南側に広がる奥州藤原氏時代の苑池である大池跡の西側高位面に当たり、昭和38年の平泉遺跡調査会(団長・藤島玄治郎東大名誉教授)による小経蔵跡南方遺跡の調査で検出した礎石建物跡の南側に当たる地点です。

遺構は水田の耕作土を掘り下げた面で見つかりました。直径は約1.5mの円形で、検出面からは人頭大から拳大の礫や瓦の破片が出土しました。この面は北側にある現在の畑よりも0.4～0.5mほど低く、礎石は失われていましたが、礎石を据えるために深く掘られた穴や礎石の下に敷かれていた礫がかろうじて残ったものとみられます。

この遺構は西から東に下る斜面地形を切土し、その上に人為的に盛土した整地を掘り込んで築かれており、整地の埋土から12世紀中葉～後半の手づねかわらけの破片が出土しました。

この他の遺構としては、小規模な柱穴や井戸跡・陥穴とみられる土坑や溝跡が少数検出されています。

今後も遺構の広がりや展開を確認する必要があります。

発掘最前線⑬

— 中尊寺跡第88次調査 —



調査区全体(南から)



礎石建物の一部とみられる遺構(南から)

vol.6

平泉・一関・奥州
3市町合同企画

東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けて

問い合わせ先

農林振興課 ☎46-5564

東稲山麓地域の世界農業遺産認定に向けた取り組みや地域の活動などについて紹介します。

【世界農業遺産シンポジウムを開催】

「東稲山麓地域世界農業遺産シンポジウム」は12月2日に平泉ホテル武蔵坊で開催されました。

当日は農林業関係者や地域住民など約100人が参加。東稲山麓地域世界農業遺産認

定推進協議会による取り組み報告の後、富士大学の岡田秀二学長が林野と森林保全との連携の必要性について、NPO法人里山自然学校はずみの里の阿部慶元さんが動植物調査結果と景観保全との関連について、それぞれ講演しました。

また、東稲山麓地域の魅力を発信する目的で行われた「東稲山麓地域写真コンクール」の表彰式も行われました。

